

動物取扱業の登録申請について～青森県動物愛護センター

動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示・その他（競りあっせん、譲受飼養）を業として営もうとする方は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、都道府県知事から業種毎に（下表参照）**第一種動物取扱業**の登録を受ける必要があります。無登録で営業を行うと処罰されます。登録の申請に関する手続きは、当所で受け付けています。御相談ください。

取扱動物の範囲

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物が対象です。ただし、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の用に供するために飼養し、又は保管しているものを除きます。（「畜産農業に係るもの」とは、乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競走用等の畜力の使用を目的として飼養又は繁殖されるものを言います。）

第一種動物取扱業者には、販売する動物の状態の事前確認、購入者に対する事前説明、適切な飼養又は保管、広告の表示規制、標識や名札（識別章）の掲示、動物取扱責任者の配置、自治体が行う年1回以上の動物取扱責任者研修会受講等が義務付けられています。（動物取扱責任者になるには、実務経験等の資格要件を満たす必要があります。）

業 種	業 の 内 容	該当する具体的な業者
販 売	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入をおこなう業	小売業者・卸売業者（販売の取り次ぎ又は代理を含む。）販売目的の繁殖又は輸入を行う業者・露店等における販売のための動物の飼養業者・
保 管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者・美容業者（動物を預かる場合）・ペットシッター、乗馬施設（預託管理を行う場合。馬術競技、競馬を目的としたものを除く。）
貸 出	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者・映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓 練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練（出張訓練を含む。）・調教
展 示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園・水族館・動物ふれあいパーク・移動動物園・動物サーカス・乗馬施設（馬術競技、競馬を目的としたもの及び預託管理のみの施設を除く。）アニマルセラピー業者（ふれあい活動により代価を得るもの。）
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	動物オークション（会場を設けて行う場合）
譲受飼養	有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと	老犬老猫ホーム

なお、飼養施設を設けて非営利で動物の取扱いを行っている（公園内の無料動物園や譲渡活動など）方については、**第二種動物取扱業**の届出対象となる場合があります。御相談ください。